

島根県剣道連盟ガバナンスコード公表

[団体名：島根県剣道連盟]

[記載日：令和5年3月1日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	
該当なし。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
<p>昭和45年4月1日から会則を定め、任意団体ではあるが、組織としての体系も保ち、会則に則り団体の運営を行い、剣道の目的と発展・普及、日本の伝統文化の継承に努めている。</p> <p>令和元年には会則に準じて、綱紀委員会規則を設け、ガバナンスの確立を図っている。</p>	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	B
各種法令を遵守し、事業の運営に努めている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
<p>会則で理事会、常任理事会等について規定し、各事業の承認を受けるとともに、社会情勢に応じて、部会から委員会への改名、女性委員会の格上げなど、組織の拡充を図っている。</p> <p>また、監事による監査の受監、適正な源泉徴収の運用などにより、適切な団体運営を行っている。</p>	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
剣道の問題点である「人口減少対策」について認識はしているものの、「○○計画」等の策定は令和5年度以降となる。	B

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
連盟独自に「倫理教養」資料を作成し、各会議時を利用して教養を実施している。 令和5年度からは、コンプライアンスに関する研修会等への参加促進に努める。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(1)及び中央団体が開催する研修会での資料を活用して、伝達教養を実施している。 令和5年度からは、コンプライアンスに関する研修会等への参加促進に努める。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
会計、経理に関する規程に従って適正に処理している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
国・県の補助金を受けた際は、各組織から指定された規程等に従って適正に処理している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
原則4(1)に同じ	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
個人情報保護法を遵守し、適切に行っている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
ホームページを開設し、連盟組織・役員名、各種大会・審査会・研修会の実施及び結果につき、迅速・適正に情報発信している。	